

損益計算書注等の訂正及び財務諸表の注記事項に関する質問への回答について

1 財務諸表3ページの「損益計算書の注記」及び9ページの「公立大学法人の業務の運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト」の訂正について

標記の件につきまして、令和5年度第1回千歳市公立大学法人評価委員会で質問のありました「公立大学法人の業務の運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト」について確認し、財務諸表3ページの損益計算書に関して「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」に基づき、財務諸表の注記を次のとおり訂正します。

網掛け部分が訂正

訂正後	訂正前
<b>【3ページ】</b> 損益計算書 (令和4年4月1日～令和5年3月31日) (単位:円)	<b>【3ページ】</b> 損益計算書 (令和4年4月1日～令和5年3月31日) (単位:円)
(省略)	(省略)
注記事項 資本剰余金を減額したコスト等に関する注記	注記事項 資本剰余金を減額したコスト等に関する注記
当期総利益 92,342,024 減価償却相当額 214,123,314 賞与引当増加相当額 4,852,514 小計 218,975,828 施設費収益相当額 146,346,769 資本剰余金を減額したコスト等を含めた損益相当額 19,712,965	当期総利益 92,342,024 減価償却相当額 214,123,314 賞与引当増加相当額 4,852,514 小計 126,633,804 施設費収益相当額 146,346,769 資本剰余金を減額したコスト等を含めた損益相当額 19,712,965
科学研究費助成事業等に関する注記 当期受入額 15,204,168 当期支出額 18,640,912	科学研究費助成事業等に関する注記 当期受入額 15,204,168 当期支出額 18,640,912

【9 ページ】

公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト

1. 業務費用			
(1) 損益計算書上の費用	1,758,870,846 円		
(2) (控除) 自己収入等	819,325,515 円		
業務費用合計		939,545,331 円	
2. 資本剰余金を減額したコスト等			
		218,975,828 円	
3. 機会費用			
地方公共団体出資の機会費用	18,878,788 円		
人事交流による出向職員の機会費用	3,338,630 円	22,217,418 円	
4. 公立大学法人の業務運営に関して			
住民等の負担に帰せられるコスト		1,180,738,577 円	

(以下省略)

【9 ページ】

公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト

1. 業務費用			
(1) 損益計算書上の費用	1,758,870,846 円		
(2) (控除) 自己収入等	819,325,515 円		
業務費用合計		939,545,331 円	
2. 資本剰余金を減額したコスト等			
		126,633,804 円	
3. 機会費用			
地方公共団体出資の機会費用	18,878,788 円		
人事交流による出向職員の機会費用	3,338,630 円	22,217,418 円	
4. 公立大学法人の業務運営に関して			
住民等の負担に帰せられるコスト		1,088,396,553 円	

(以下省略)

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」により、9 ページの「2. 資本剰余金を減額したコスト等」の欄は、3 ページの「 資本剰余金を減額したコスト等に関する注記の小計」を転記することとなっています。

## 2 財務諸表の注記事項に関する説明

Q1：業務実績報告書 P92【指標⑩】「令和4年度決算の損益計算書において92,342,024円の利益が生じた」と、財務諸表の9ページ目「公立大学法人の業務運営に関して住民の負担に帰せられるコスト」「4.公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト」との関係について。

A1：上記「コスト」の内容としては、注記のとおりです。

1. 損益計算書上の費用から自己収入を引いたもの（主に運営費交付金、補助金等）
2. 減価償却相当額、賞与引当増加相当額
3. 機会費用
  - ・地方公共団体出資の機会費用(当該出資額を市場で運用したならば得られたであろう金額)
  - ・派遣市職員の退職金増加分（R6.3退職-R5.3退職）

以上の合計額を住民等の負担に帰せられるコストと考えて算出したものであり、総利益92,342千円とは直接的な関係はありません。

なお、地方独立行政法人会計基準が昨年8月に改訂されまして、公立大学法人以外の独立行政法人には、「行政コスト計算書」が必要となりますが、公立大学法人については、国立大学法人会計基準等を参考として、行政コスト計算書は求められておりません。

また、地方独立行政法人会計基準等研究会の発出文書の一部引用となりますが、「資本剰余金を減額する損益外のコスト、引当外退職給付増加見積額として損益計算に含めていない引当外のコスト等については、公立大学法人の運営に要するコストであることから、損益計算の情報と一元的に表示するため、資本剰余金を減額したコスト等として損益計算書の直下に注記することとした。また、従来の行政サービス実施コストに相当する情報は、公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストとして財務諸表に注記することとした」により、本学の財務諸表関係資料を提出しております。

## 【内訳】

### 1. 損益計算書上の費用から自己収入を引いたもの（主に運営費交付金、補助金等）

(1) 損益計算書上の費用	<u>1,758,870,846</u>
・ 業務費	(1,544,024,220)
・ 一般管理費	(214,846,626)
(2) 自己収入等	<u>819,325,515</u>
授業料収益	(590,971,734)
入学金収益	(84,769,200)
検定料収益	(20,943,000)
受託研究収益	(49,041,088)
共同研究収益	(2,802,110)
受託事業等収益	(1,095,784)
寄附金収益	(12,588,180)
資産見返寄附金戻入	(46,189,447)
財務収益	(272,281)
雑益	(14,417,691)
(1) - (2) = 業務費用の合計	<u>939,545,331</u>

### 2. 減価償却相当額、賞与引当増加相当額（資本剰余金減額したコスト等（損益計算書転記））

減価償却相当額	214,123,314
賞与引当増加相当額	4,852,514
(3) 資本剰余金減額したコスト等	<u>218,975,828</u>

### 3. 機会費用

地方公共団体出資の機会費用（当該出資額を市場で運用したならば得られたであろう金額）	<u>18,878,788</u>	別途積算
派遣市職員の退職金増加分（R6.3 退職-R5.3 退職）（人事交流による出向職員の機会費用）	<u>3,338,630</u>	

太線をすべて合計（業務運営に関して住民等の負担にさせられるコスト）

$$939,545,331 + 218,975,828 + 18,878,788 + 3,338,630 = \boxed{1,180,738,577 \text{ 円}}$$

Q2：財務諸表 9 ページ -2「金融商品の時価等に関する事項」にファイナンスリース取引に関する注記が記載されていない理由。「リース債務は重要性が乏しいことから注記を省略しております」となっているが、重要性の基準があれば教えてもらいたい。

A2：以下の指針等に基づき、未経過リース料の期末残高が当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の合計額に占める割合が 10 パーセント未満であったため、重要性が乏しいと判断しております。

(1)会計基準注解に関する Q & A Q78-5-5 に基づく判断

Q78-5-5 金融商品に関する注記については、具体的にどのような内容を記載することとなるのか。

A 1 注解 5 6 第 1 項においては、金融商品に関する具体的な注記内容を定めていない。このため、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（最終改正令和 2 年 3 月 31 日企業会計基準委員会）を参考とし、重要性の乏しいものを除き、次の事項を注記する。

(2)企業会計基準適用指針第 19 号に基づく判断

金融商品の時価等の開示に関する適用指針

24. (抜粋)ただし、ファイナンス・リース取引の借手においてリース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合（企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(以下「リース会計適用指針」という。)第 31 項から第 33 項)及び、貸手としてのリース取引に重要性が乏しいと認められる場合（リース会計適用指針第 59 項及び第 60 項)には、貸借対照表上、当該資産又は負債を示す名称を付した科目をもって掲記していても、金融商品会計基準等の適用にあたり重要性が乏しいと認め、第 4 項の注記をしないことができる。

(3)企業会計基準適用指針第 16 号に基づく判断

リース取引に関する会計基準の適用指針

32. リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高（第 34 項で通常の貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととしたものや、第 24 項に従い利息相当額を利息法により各期に配分しているリース資産に係るものを除く。）が当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の合計額に占める割合が 10 パーセント未満である場合とする。